お知らせ

募集

香美市職員を募集します

平成27年度に採用する香美市役所の職員を追加募集します。詳しくはお問い合わせください。

【試験区分】

▽事務職（身体障害者）＝1名程度

昭和60年4月2日から平成9年4月1日生まれの方

※その他要件がありますので、詳しくは試験案内をご確認ください。

▽土木技術職＝1名程度

昭和55年4月2日から平成9年4月1日生まれの方

▽建築技術職＝1名程度

昭和55年4月2日から平成9年4月1日生まれの方

【受付期間】12月22日(月)～1月13日(火)

※郵送の場合も、1月13日必着

【申込書・試験案内配布】香美市役所総務課・各支所で配布します。また、香美市公式ホームページからダウンロードできます。

HP http://www.city.kami.kochi.jp/

◆一次試験

【日時】1月25日（日）

【場所】香美市役所

【問い合わせ・申込先】総務課

☎53・3112

FAX53・5958

催し

ふれあい交流事業 お正月の寄せ花教室

竹の器にお正月の花を生けます。自分で生けた花でお正月を迎えてみませんか。

【日時】12月26日（金）10時からと14時からの2回

【場所】ふれあい交流センター

【参加料】1000円

【定員】各15名

【申込方法】電話・FAX

【受付期間】12月15日（月）～19日（金）

【問い合わせ・申込先】ふれあい交流センター

☎53・2631

FAX53・2622

香美市第9回新春書初め大会

【日時】1月5日（月）

参加受付　9時～11時

書初め終了　12時

表彰式　14時～14時30分

【場所】中央公民館

【参加料】200円

【課題】

幼年「たけ」

小学1年「あさひ」

※半紙の部「あさ」

小学2年「子ひつじ」

小学3年「ひつじ年」

小学4年「美しい空」

小学5年「土佐の海」

小学6年「希望の春」

中学生「洋上初日」

高校・一般「羊年大吉」

※特選受賞者は、大会後の広報香美で発表します。

【問い合わせ先】中央公民館☎53・2214

新春走り初め

新年の体育初めとして、香北町内で走り初めを開催します。お気軽にご参加ください。

【日時】1月2日（金）

集合9時、出発9時10分

※雨天決行

【集合場所】市役所香北支所前

【対象者】香美市民

【コース】次の図のとおり、市役所香北支所を出発し、同支所へ帰ってくる約1.2kmのコースです。

N
市役所香北支所
大川上美良布神社
JA土佐香美
JR美良布駅
国道195号線

【問い合わせ先】教育委員会香北分室☎52・9287

講座

こころのボランティア研修会

こころを豊かにする講座に参加しませんか。障害に対する知識、理解を深める研修会を実施します。ボランティア活動に関心のある方もぜひご参加ください。

【日時】1月27日（火）10時～12時

【内容】

◆講話『障がい者理解を深め、バリアフリーを目指すために』

◆香美市デイケアぷちカフェ・アトリエの紹介・見学

【場所】プラザ八王子2階

【参加料】無料

【申込期限】1月16日（金）

【問い合わせ・申込先】健康介護支援課健康づくり班

☎52・9282

ぜひ知っておきたい相続知識

男女共同参画推進啓発事業として、遺産相続について分かりやすく学習します。

※3会場とも同じ内容です。

【日時・場所】

◆物部会場　12月15日（月）13時30分～15時　奥物部ふれあいプラザ

◆香北会場　12月22日（月）13時30分～15時　保健福祉センター香北

◆山田会場　1月9日（金）13時30分～15時　中央公民館

【講師】徳弘至孝さん（元高知地方法務局長・元公証人）

【主催】香美市男女共同参画推進委員会

【問い合わせ先】ふれあい交流センター☎53・2631

手当・補助

児童扶養手当法の一部改正について

これまで、公的年金（遺族年金、障害年金、老齢年金など）を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。

手当は申請の翌月分から支給開始になります。ただし、これまで公的年金を受給していたことにより児童扶養手当を受給できなかった方のうち、平成26年12月1日に支給要件を満たしている方が、平成27年3月までに申請した場合は、平成26年12月分の手当から受給できます。なお、平成26年12月～平成27年3月分の手当は、平成27年4月に支払われます。

詳しくは、福祉事務所までお問い合わせください。

【問い合わせ先】福祉事務所　社会福祉班

☎53・3117

森林所有者の皆さんへ

間伐で森を豊かに

間伐を進めるための支援制度があります

地域でまとまって森林施業を行うことで、より収入につながる間伐をすることができます。

大切な森林を次世代につなぐために、支援制度を活用して間伐を進めましょう。

©やなせたかし さんれいさんちゃん

間伐をはじめるには

いざ間伐しようと思っても、何から手をつければいいか…。まずは相談してみましょう。

◆香美森林組合　☎59−2004

◆物部森林組合　☎58−3115

間伐の作業や、補助申請等の事務手続きを代行し、山林の管理について、さまざまなアドバイスを行います。

©やなせたかし 森のモリくん

どんな支援があるの？

◆造林事業（国庫事業）

山林を集約化して間伐等をする場合

森林経営計画を作成し、市町村長の認定を受ける必要があります。

※森林所有者は、作業や事務を**森林組合・林業事業体などに委任**することもできます。

（例）①間伐等の施業、補助金の申請

②補助金の申請のみ（間伐は森林所有者本人が行う場合）

◆緊急間伐総合支援事業（県事業）

自分で自分の山を手入れする場合

補助率・補助要件等、詳しくは産業振興課林政係までお問い合わせください。

◆森林資源再生支援事業（県事業）

伐採跡地への新植、シカ防護ネットへの補助

補助率・補助要件等、詳しくは産業振興課林政係までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

産業振興課林政係　☎52−9283